

山口県文書館Web古文書 第8週

萩藩の武家文書 2

— 加判衆連署奉書 —

史料 1

萩藩加判衆連署奉書（井原家文書 96〈4の1〉）

井原十右衛門事男子（就尚）

無之付、乃美五左衛門三男

（広近）
瀬兵衛を智養子ニ

仕度之通、御理之趣

相伺候処、如願可被仰

付之旨候、此段可被申

渡候、恐々謹言

（国元加判役、阿川毛利）

寛文十戌 毛 宮内

十一月廿日 就方 （花押）

（当役、繁次）

繁 二郎兵衛

就充 （花押）

（江戸加判役、問田益田）

益 孫左衛門

就固 （花押）

（国元加判役、須佐益田）

益 越中

就宣 （花押）

（当職、大野毛利）

毛 隠岐

就頼 （花押）

（江戸加判役、吉敷毛利）

毛 外記

就直 （花押）

（国元加判役、右田毛利）

毛 内匠

就信 （花押）

（大組頭、就朋）

益田隼人殿

●大意

寛文十年（二六七〇）、井原就尚から跡継ぎの男子がいないので、乃美五左衛門の三男瀬兵衛（広近）を智養子にしたいとの申し出について、（殿様に）伺いをたてたところ、願いどおりにせよと仰せられた。このことを申し渡しなさい。

●解説

当時、井原就尚は益田隼人組（大組）に所属していました。井原の伺いは、組頭の益田を通じて加判衆に伝えられ、加判衆が藩主の意向を確認して、その結果を益田に文書で伝えたものです。

上位者（この場合、藩主）の意向を承けて作成される文書を奉書といえます。当時の藩主毛利綱広が智養子を認めたことを伝えるものです。

史料2

萩藩加判衆連署奉書（井原家文書 96〈4の2〉）

付立

一 高四拾五石九斗式升壹合

吉敷郡中尾村ニテ

開作之分

一同六石式斗四升四合

同郡同村畠田成

出石之分

以上五拾式石壹斗六升五合

右御方与井原（組）十右衛門（広近）

知行吉敷郡中尾

村ニテ先年開作并

畠田成之御理被遂

御分別、近年開立

成就之通申出候ニ付而、

今度検地石盛

被仰付候処、高五拾

式石壹斗六升五合有之候、

坪付帳調出候、因茲

去所務方十右衛門本地

五百石ニ引加、以上高五百

五拾式石壹斗六升五合ニ

被成遣候条、此辻を以

組並之諸役可被申

付候、以上

天和三亥ノ

正月廿八日

（当職毛利就直）

毛 外記 （印）

（国元加判役益田就宣）

益 越中 （印）

（国元加判役毛利就詮）

毛 織部 （印）

（天組頭 就信）

内藤与三左衛門殿

●大意

天和三年（一六八三）、井原就尚が知行所の吉敷郡中尾村（山口市）で行って来た開作と、畠田成が成就したと申し出たため、検地・石盛をしたところ、高五二石余分であった。

これを本知五〇〇石に加えて、五五六石余を知行として改めて遣わすので、この知行高に見合う「諸役」（軍役・家中役）を務めるよう申し付けなさい。

※畠田成とは、現状畠として検地帳に登載された土地を、田にすること。

●解説

家臣のなかには、知行所で開作を行うものがいました。当時、耕地に転換可能な土地がかなりあったようです。開発によって水利や山野利用（草木）に影響が出るため、予め周辺の村々の了解を取り（地下尋）、そのうえで藩へ申請し、許可を得てから作業に入っていました。開作がある程度進めば、史料のように藩の検地・石盛をうけ、その石高は家臣の知行に加えられるました。それにより、家臣の筆並（序列）が上がる一方、軍役等の負担が増えました。

井原就尚（十右衛門）は、益田隼人組（天組）に所属していました。藩主の意向は、加判衆から組頭へ伝えられ、組頭宛の奉書が当人（井原）に渡されました。

史料3

萩藩加判衆連署奉書（井原家文書83）

御手前世倅

（直久）
十右衛門今度御国

罷下候、然者伊勢江

立願有之付而、

かけ通り参宮

仕せ度之通御断

之趣相伺候処、

如願被遂御分別

候条、可被得其意候、

恐々謹言

元禄十二 国（当役 国司） 与三兵衛

四月十二日 広直（印）

毛（江戸加判役 毛利） 市正

就直（印）

井原勘右衛門殿
（広近）

史料4

萩藩加判衆連署奉書（井原家文書99〈15の2〉）

同名五郎左衛門病死付而
（広近）

跡職之事相伺候処、

知行高六百五石

六斗式合外二銀四貫目

無相違御手前江相続

可被仰付旨候条、可

被得其意候、恐々謹言

享保十四 桂主殿
（当役）

五月十五日 広保（印）

毛（国元加判役 毛利） 伊勢

元雅（印）

毛（国元加判役 毛利） 伊豆

広包（印）

井原吉十郎殿
（就歳）

●大意

元禄十二年（二六九九）、あなたの息子十右衛門が帰国します。その際、伊勢神宮に立願したいことがあるので、いそぎ参宮させたいとの願いを殿様に伺ったところ、願いつりに許しが出たので、そのように心得なさい。

●大意

享保十四年（二七二九）、井原広近が病死したので、家督（跡職）のことを殿様に伺ったところ、知行は吉十郎（就歳）が相続するようにと仰せ付けられた。

●解説

史料1・2と史料3・4との決定的な違いに気づかれたでしょうか。
1と2は井原家が属する大組の組頭に宛てられていました。3と4は、加判衆から直接井原家に奉書が出されています。
この変化は、実は当家がある功績によって、元禄十年（二六九七）に大組から寄組に昇格したことによるものでした。

1は花押（書判）、2・3・4は印判です。この違いにも気づきましたか？